

## 訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

### 1. 当訪問看護事業所を開設する法人の概要

名称・法人種別	医療法人せいふう会
代表者役職・氏名	理事長 植松 正保
所在地	〒666-0236 兵庫県川辺郡猪名川町北田原字屏風岳 3 番地
電話番号	072-766-0030

### 2. サービス提供を実施する事業所について

#### (1) 当事業所の所在地および相談窓口等

事業所名	医療法人せいふう会 訪問看護ステーションゆりかご
所在地	〒611-0033 京都府宇治市大久保町井ノ尻 43 番 1
介護保険指定番号	京都府 2661290433
相談窓口担当	入口 富美子
電話番号	0774-48-2112 (月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分) * ご不明な点は遠慮なく質問をしてください。
通常の事業実施地域	宇治市、城陽市、久御山町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 職員体制

\*指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを提供する職員として以下を配置しています。

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	所属職員の指導監督・管理
従事者	看護師	2名以上	名	2名以上	訪問看護等の提供
	准看護師	名	名	名	
	理学療法士等	相当数	1名	相当数	

#### (3) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (*重症者の場合は土曜日の訪問相談に応じます) ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日を除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

### 3. サービス内容

- ・ 病状 障害の観察
- ・ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症患者の看護
- ・ カテーテル ストーマ 在宅酸素療法等の管理
- ・ ターミナルケア (介護予防訪問看護を除く) 等
- ・ 清拭 洗髪等による清潔の保持
- ・ 褥瘡の予防 処置
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ 相談援助、連絡調整

\* 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧、実施記録の複写物の交付を受けることができます。

\* 訪問看護は、主治医師が交付する「訪問看護指示書」「精神科訪問看護指示書」に基づき実施します。

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものと致します。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表】 単位数に地域区分単価 6 級地（宇治市：10.42 円）を掛け、概ねの料金（10 割）を表記しています。

##### ① 訪問看護

	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
看護師	3,271 円 (314 単位)	4,907 円 (471 単位)	8,575 円 (823 単位)	11,753 円 (1,128 単位)
利用者負担額(1 割の場合)	327 円/日	491 円/日	858 円/日	1,175 円/日

##### ② 介護予防訪問看護

	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
看護師	3,157 円 (303 単位)	4,699 円 (451 単位)	8,273 円 (794 単位)	11,357 円 (1,090 単位)
利用者負担額(1 割の場合)	316 円/日	470 円/日	827 円/日	1,136 円/日

\* 20 分未満の訪問は、医療処置等が必要であり週に 1 回 20 分以上の訪問看護を実施している利用者からの連絡に応じて、緊急時訪問看護加算を届け出ているという要件が必要です。

##### ③ 理学療法士等（1 週間に 6 回を限度）

	訪問看護	介護予防訪問看護
2 回（40 分）	6,126 円 (588 単位（1 回 294 単位）)	5,918 円 (568 単位（1 回 284 単位）)
利用者負担額(1 割の場合)	613 円/日	592 円/日
3 回（60 分）	8,283 円 (795 単位（1 回 265 単位）)	4,438 円 (426 単位（1 回 142 単位）)
利用者負担額(1 割の場合)	828 円/日	444 円/日

\* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

\* 理学療法士等の訪問をご希望された場合であっても、定期的な看護職員による訪問も合わせて提供いたします。

尚、理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問させて頂くことをご了承ください。

【その他各種加算…該当する場合のみ加算されます】

加算	利用料
夜間加算（午後 6 時から午後 10 時まで）	所定単位の 25/100
早朝加算（午前 6 時から午前 8 時まで）	
深夜加算（午後 10 時から午前 6 時まで）	所定単位の 50/100

加算	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)
<b>緊急時訪問看護加算（Ⅰ）</b> * 利用者の同意を得て、利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合。 * 1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の時間の訪問の場合、その加算が算定されます。	6,252 円/月 (600 単位)	625 円/月
<b>特別管理加算（Ⅰ）</b> * 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態の方。	5,210 円/月 (500 単位)	521 円/月
<b>特別管理加算（Ⅱ）</b> * 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態等の方。	2,605 円/月 (250 単位)	261 円/月
<b>初回加算（Ⅰ）</b> * 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に、初回の訪問看護を提供した場合。	3,647 円/月 (350 単位)	365 円/月
<b>初回加算（Ⅱ）</b> * 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した翌日以降に、初回の訪問看護を提供した場合。	3,126 円/月 (300 単位)	313 円/月
<b>退院時共同指導加算</b> * 病院、診療所又は介護老人保健施設、介護医療院に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行なった後に、初回の訪問を行なった際に 1 回（特別な管理を要する方である場合は 2 回）	6,252 円/回 (600 単位)	625 円/回
<b>ターミナルケア加算（介護予防訪問看護除く）</b> * 在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上以上のターミナルケアを行なった場合。 * 「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療および介護関係者との連携のうえ、対応する。 * ターミナルケアの実施にあたっては、居宅介護支援事業者等と十分な連携を図るよう努める。	26,050 円/月 (2,500 単位)	2,605 円/月
<b>長時間訪問看護加算</b> * 特別な管理を必要とする利用者に対して、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問の後に引き続き訪問を行なう場合、所要時間を通算した時間が 1 時間 30 分以上となる時	3,126 円/回 (300 単位)	313 円/回
<b>複数名訪問加算（Ⅰ）（30 分未満）</b> （30 分以上） * 同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行なった時 <b>複数名訪問加算（Ⅱ）（30 分未満）</b> （30 分以上） * 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合	2,646 円/回 (254 単位) 4,188 円/回 (402 単位) 2,094 円/回 (201 単位) 3,303 円/回 (317 単位)	265 円/回 419 円/回 209 円/回 330 円/回

訪問看護サービス提供体制強化加算 I 1 (要介護の場合) 予防訪問看護サービス提供体制強化加算 I (要支援の場合)	62 円/回 (6 単位)	6 円/回
(介護予防訪問看護のみ) 予防訪問看護 12 月超減算	-5 単位/回	

少数点以下端数が出る場合、切捨て・四捨五入処理で実際の請求額と誤差が生じる場合があります。詳しくは、サービス提供票別表をご参照下さい。

例 (負担割合: 1 割、訪問看護 60 分を月 4 回利用した場合)

訪問看護 (823 単位+6 単位) × 4 回=3, 316 単位×地域区分 10. 42=34, 552 円

費用総額 34, 552 円×90%=31, 096 円 (保険請求額) 小数点以下切捨て

費用総額 34, 552 円－保険請求額 31, 096 円=3, 456 円 (自己負担額)

## (2) 交通費

通常の事業実施地域の方は無料です。実施地域を超えた地点から、訪問 1 回につき片道 5km 未満の場合は 200 円、片道 5km 以上 10km 未満の場合は 400 円、片道 10km 以上の場合は 5km 毎に 200 円を請求いたします。有料道路等を利用した場合は、実費金額を請求する場合があります。

## (3) その他

①利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となります。

②料金のお支払い方法

ひと月分の合計金額を記載した請求書を訪問時にお渡しさせていただきます。

請求月の翌月 27 日 (休業日の場合は翌営業日) に口座引き落とし致します。

引き落としを確認後、請求書と一緒に領収書をお渡しさせていただきます。

③キャンセルについて

キャンセルされる場合は、当日午前 9 時までに、ご連絡下さい。連絡なくキャンセルとなった場合は、キャンセル料として、1 回につき基本料金の 100%を請求いたします。

④エンゼル処置料について

エンゼル処置の支払いを受ける場合には、その家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとします。

エンゼル処置料として、16, 500 円 (税込) を請求いたします。

⑤領収書再発行料について

領収書の紛失等により、利用者から再発行の依頼を受けた場合、領収書再発行料として 110 円 (税込) を請求いたします。

## 5. 当事業所の運営の方針

(1)ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援いたします。

- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものといたします。
- (3) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士等間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携し作成すること。また、主治医に提出する計画書及び報告書は理学療法士等が実施した内容も一体的に含みます。
- (4) 複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者について、計画書及び報告書の作成にあたっては当該複数の訪問看護事業所間において十分な連携を図ったうえで作成いたします。
- (5) 計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行います。
- (6) 居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況、病歴に係る必要な情報の提供を行います。

## 6. 秘密保持及び個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、居宅支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	氏名	
	連絡先	
家族	氏名	
	連絡先	

## 8. 事故発生時の対応

サービスの提供によって事故が生じた場合は、速やかに京都府・市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	病院賠償責任保険
補償の概要	対人・対物保障

## 9. サービス内容に関する苦情

当事業所相談窓口以外にも、苦情を伝えることができます。

名 称	所在地	電話	F A X
京都府国民健康保険 団 体 連 合 会	京都市下京区烏丸通四条下 る水銀屋町 620 COCON 烏丸	075 (354) 9090	075 (354) 9055
宇 治 市 役 所 介 護 保 険 課	宇治市宇治琵琶 33 番地	(代)0774 (22) 3141	0774 (21) 0406
城 陽 市 役 所 高 齢 介 護 課	城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地	(代)0774 (52) 1111	(代)0774 (56) 3999
久 御 山 町 役 場 民 生 部 福 祉 課	久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地	(代)075 (631) 6111 0774 (45) 0001	(代)075 (632) 1899
当事業所相談窓口 窓 口 責 任 者 入 口 富 美 子	宇治市大久保町井ノ尻 43 番 1	(代)0774 (48) 2110	(代)0774 (48) 2130

## 10. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報いたします。

#### 11. 身分証携行義務

サービスを提供する者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利者の家族から提示を求められた時は身分証を提示します。

#### 12. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 13. その他

- (1) 従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施し、また、業務体制を整備します。
- (2) 感染対策強化として、事業所は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね1月に1回以上の委員会が催された結果について周知し、感染症の予防およびまん延防止の為に指針を設備し、研修および、訓練を定期的実施します。
- (3) 業務継続に向けた取り組みの強化として、事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続計画（BCP）を策定し、また、研修および訓練は共に1年に1回以上実施し、発生時の対応がスムーズに行えるように勤めます。
- (4) 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、従業者は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。
- (5) 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策として、従業者の職業環境が害されることを防止することを目的とした方針を明確化します。利用者や家族等による職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントなど下記のような行為があり、ハラスメントに該当すると判断し、改善がない場合はやむを得ず契約の解除をさせていただく場合があります。（認知症等の病気や障害のある方による障害のある方による行為も含みます。）
  - ① 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケース含む）  
（例）コップを投げつける等
  - ② 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為  
（例）大声を発する等
  - ③ セクシャルハラスメント：意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的ないやがらせ行為  
（例）必要もなく手や腕を触る等

令和 年 月 日

訪問看護・介護予防訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 京都府宇治市大久保町井ノ尻 43 番 1  
事業所名 医療法人せいふう会  
訪問看護ステーションゆりかご

理事長氏名 植松 正保 印

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は本書面により、事業所から訪問看護・介護予防訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 続柄 ( \_\_\_\_\_ )